

# 学校管理業務委託仕様書 (新潟県立三条東高等学校)

## 1 業務の対象範囲

学校の校舎・付属建物及び校地(以下「校舎等」という。)における校舎の出入口の施錠並びに解錠の確認等の業務(以下「学校管理業務」という。)を委託する。

## 2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)及び、学校が予め指定する学校閉庁日12日間(年間)を除く。

### ※学校閉庁日

4～10月＝7日(4/12、5/10、6/28、7/26、8/15、9/23、10/18)

11～3月＝5日(11/23、12/20、1/24、2/28、3/7)

## 3 業務委託時間

区 分		委 託 時 間
平日		午前7時15分から午前8時30分まで及び 午後5時から午後6時45分まで
土曜日・日曜日及び休日	4月から10月まで	午前7時から午後5時まで
	11月から3月まで	午前8時から午後5時まで

## 4 学校管理業務の内容

- (1) 生徒玄関、職員玄関及び通用口等の開扉・閉扉
- (2) 校舎等に付帯する窓等の開口部の開錠・施錠確認
- (3) 校舎内外の見廻り
- (4) 照明設備及び冷暖房設備その他校舎等に設置された各種機器の運転・確認
- (5) 文書の受領、電話その他により通報される学校業務の受信、外来者の応接及び関係職員への連絡
- (6) 災害等による緊急事態の発生時における校舎等の損壊等の応急措置及び関係機関・関係職員への連絡